

共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換に関するお知らせ

～居住地国等の申告（届出書提出）のお願い～

当行を含む日本の金融機関では、2017年1月より、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律」（以下「実特法」といいます。）に基づき、預金口座開設等、実特法の対象となるお取引を行う際には、お客さまから税法上の居住地国等を記載した「届出書」をご提出いただくこととなりました。

お手数をおかけいたしますが、何卒、本法令の趣旨等をご理解のうえ、「届出書」のご提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。

共通報告基準（CRS）および実特法とは・・・

近年、富裕層による海外の金融機関等を利用した金融資産の隠ぺいによる脱税行為や租税回避行為が国際的な社会では深刻な問題となっています。

このような行為に対する、世の中の関心、批判が高まる中、日本を含むOECD加盟国では、非居住者の口座情報等を各国の税務当局間で交換するための国際ルールとして、「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」を策定しました。

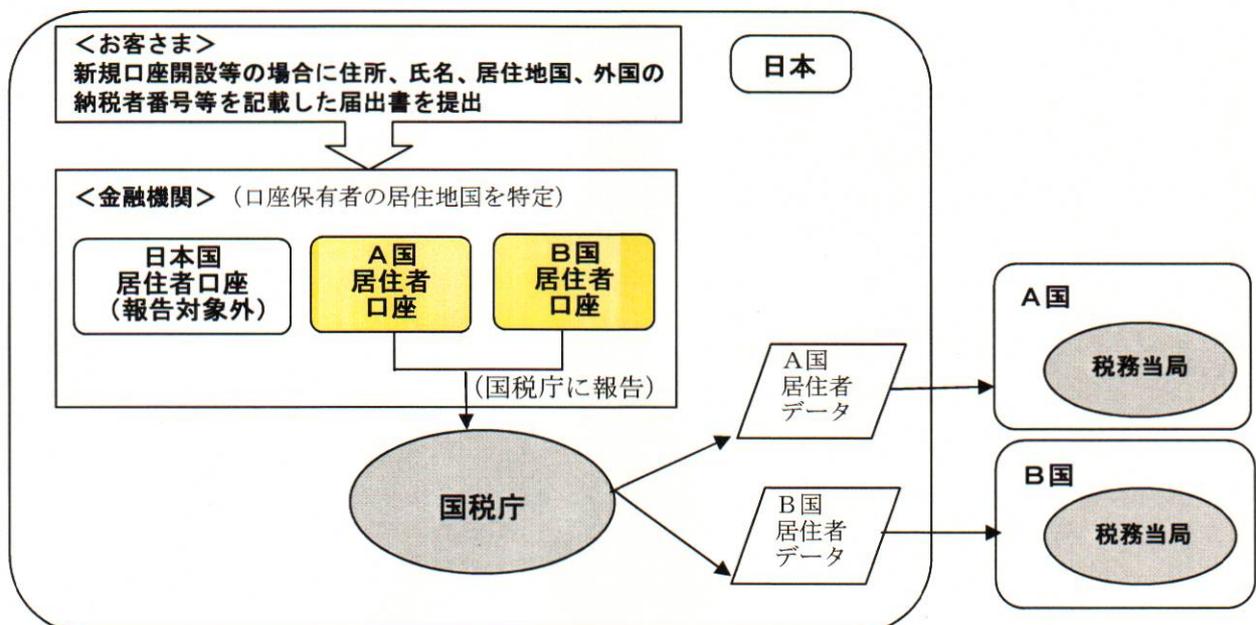
日本もこれを遵守するため、国内法（実特法等）を制定し、国内の金融機関に対して2017年1月1日以降、以下に該当するお客さまが保有する口座情報等を、国税庁に対して定期的に報告することを義務付けました。

- ① 税法上の居住地国が日本以外の自然人（個人のお客さま）、法人（事業体のお客さま）等
- ② 税法上の居住地国が日本以外の自然人（個人）の方が実質的支配者（*）となっている法人（事業体）等

（*）実質的支配者とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」第11条第2項各号に掲げる自然人のことをいい、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者を指します。

上記②に該当する場合は、実質的支配者の情報も報告の対象となります。

共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換制度のイメージ



居住地国等の申告（届出書提出）のお手続きについて

必要な手続きについて

- ・2017年1月1日以降、預金口座の開設などの所定のお取引を行う際に、お客様から「税法上の居住地」等、必要な事項を記載した「届出書」および所定の本人確認書類等をご提出いただく必要がございます。

税法上の居住地について

- ・税法上の居住地とは、その国の「居住者」とされ、所得税または法人税に相当する税を課される国をいいます。
- ・「居住地が日本」である場合とは、日本国内に住所を有し、または現在まで引き続き1年以上居所を有する個人、国内に本店を有する法人をいいます。
- ・「居住地が日本以外」の場合とは、外国の法令において、当該外国に住所を有すること等の一定の基準により、所得税または法人税に相当する税を課される個人または法人をいいます。
- ・居住地が複数ある場合は、その全てについてお申し出ください。
- ・税法上の居住地等について、ご不明な場合は、税理士等の専門家または最寄の税務署にお問い合わせください。

居住地国が変更になった場合について

- ・変更が生じた日から、3ヵ月以内に「異動申告書」をご提出いただく必要がございます。
- ・法人のお客様の実質的支配者さまの居住地国に変更があった場合は、変更が生じた年の12月31日または変更日から3ヵ月を経過する日のいずれか遅い日までに「異動届出書」をご提出いただく必要がございます。
- ・海外転居等により、「税法上の居住地」が変更となる際はお申し出ください。

届出書の使用について

- ・ご提出いただいた「居住地」が報告対象国に該当する場合、国税庁へお客様の口座情報等を報告いたします。その後、国税庁と各国税務当局との間で、口座情報が交換されます。
- ・上記に伴い、以下についてあらかじめご了承ください。
 - ① 取得した情報および契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
 - ② 取得した情報および契約に関する情報を国税庁の政府機関へ報告（提供）すること

届出書の使用について

- ・「届出書」等をご提出いただけない場合、または虚偽の内容を含む届出書をご提出された場合は、お取引についてご希望にそえない場合がございます。
- ・また、上記に該当する場合等は、実特法により、お客様自身に罰則が科される場合がございます。（6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金）